

令和 7 年第 1 回水戸市議会定例会

陳情文書表

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 1 号	7 . 1 . 20	学校司書配置に関する陳情書	《陳情趣旨》 2023 年 7 月「学校図書館職員雇用状況調査」が東京 23 区、政令指定都市 20 市、県庁所在地 31 市、あわせて 74 自治体を対象に行われた。2024 年 7 月、その結果が前日本図書館協会学校図書館部会長（高橋恵美子氏）から発表され、それを聞いた。その中で水戸市の学校司書配置は巡回型という珍しい形で、よくない例として再三取り上げられた。水戸市の学校司書配置は 2016 年度から学校図書館支援員としてスタートした。現在、会計年度任用職員 9 名が小中学校 48 校に 3 週間に 2 回という間隔で各学校を巡回している。文部科学省では第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）において 1.3 校に 1 名ということで地方財政措置をしている。しかし、水戸市では 5.3 校に 1 名という非常に少ない人数で、学校図書館の運営を行っている。学校司書の仕事は、図書の購入や廃棄の検討、蔵書点検、新着図書や参考図書の紹介など、図書管理に関する業務。貸出業務やレファレンスなど、利用者へのサービス提供。季節やテーマに応じた展示や掲示など、図書館の環境整備。学習に必要な資料をそろえ、教員と連携して学習支援を行うことや読書活動の指導、読書イベントの企画・実施など、読書への興味関心を高める業務。学校図書館の利用指導計画の立案や利用状況の記録、学校図書館の運営に関する業務など多岐にわたる。水戸市のように 5.3 校に 1 名ではこれだけの業務をこなすことはできない。また、生徒との関係においても、なるべく長時間図書館に学校司書がいることが重要である。 そこで、下記の要望を陳情する。 《陳情事項》 1 学校図書館支援員ではなく、学校司書を各学校に配置してください。 2 他市では学校司書の配置は 1 校 1 名というところが多くなっているが、せめて「学校図書館図書整備等 5 か年計画」で示している 1.3 校に 1 名の配置をお願いする。	文 教 福 社
第 2 号	7 . 2 . 20	選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意	《陳情趣旨》 日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられる人が多く存在している。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけである。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、女性に多大な負担となっている。通称使用では、「旧姓併記」、「旧姓使用」で	総 務 環 境

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
		見書の提出についての陳情	の法的根拠がないために、本人であることを疑われたり、様々な事務手続の煩雑さがある。働く女性にとっては改姓によって「キャリアが中断される」との声も切実で、通称使用の拡大では根本的解決にならない。女子差別撤廃委員会は夫婦同姓を義務づける民法第750条は「差別的規定」に当たるとして、2003年以降繰り返し、その改正を勧告してきた。2024年10月には、第750条を改正する措置が何も取られていないと厳しい表現で勧告し、再び2年以内に実施状況の報告を求めている。法務大臣の諮問機関である法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申した。最高裁判所は2015年と2021年に夫婦同姓の強制は違憲ではないと判断しつつも、複数の反対意見が付され、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとしている。選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを「選択」できるようにするもので、誰も強制されることのない仕組みである。最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多くなっている。2024年6月には、日本経済団体連合会が導入を求める提言を発表した。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されている。2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が国会で多数となり、同制度を直ちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任である。 以上、下記項目について、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議するよう陳情する。 《陳情事項》 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を進めるよう求める意見書を国及び政府に提出すること。	
第 3 号	7. 2. 21	水戸市における男女平等参画社会の実現に向けたさらなる安心・充実した活動ができるための環境の整備についての陳情書	《陳情趣旨》 私たちは日頃より本市の男女平等参画社会を発展させるため、男女平等参画課や市内の活動団体と連携をして、推進事業や活動をしている。本市は平成8年全国8番目に男女共同参画都市宣言を行い、平成13年3月27日には議員提案により「水戸市男女平等参画基本条例」が制定された。同年8月には水戸市男女文化センター（びよんど）を開設し、9月開催の「日本女性会議2001みと」には全国から3,326人の男女の参加があり、9月28日の最終日に条例が施行となった。男女平等の冠のついた条例制定は全国の話題となり、男女共同参画の先進都市として県内外からの議員視察も多く、全国の市町村の条例制定実現に波及したことを聞き及んでいる。拠点施設の設置は議会でも取り上げられ、私たちも県内外の女性センターを視	総 務 環 境

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			察し設置を要望し実現をした。さきの条例第 11 条には、市は男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し男女平等参画の取組を支援するため総合的な拠点施設を整備するものとする」と明記されている。平成 22 年には男女平等参画センター条例も整備され、単独館の水戸市男女平等参画センターが現市駐車場内のプレハブ施設に移転した。しかし東日本大震災により耐震性の問題でしばらく閉鎖となり、平成 27 年に耐震強化したみと文化交流プラザと命名した当初の施設に五軒市民センター、男女平等参画課、男女平等参画センターの拠点施設が入り現在に至っている。総合的な拠点施設として 4, 5 階のフロアは事務室、図書室、ミーティングルーム、研修室、授乳室、6 階は大会議室があり、目的に合わせて土、日、祝日、夜間も使用ができ、毎年 9 月の男女平等参画推進月間事業には、自主企画の映画祭開催や講座、群馬・栃木・茨城の北関東男女共同参画会議等が開催され、多くの市民が参加し学び、活動の輪が広がった。このたび、突然に令和 7 年度にみと文化交流プラザの建物が取り壊され男女平等参画課が本庁に移転となり、センター条例も廃止されて男女平等参画センターが市民協働会議室に入るとの説明を受けた。男女平等参画課が本庁に移転されることは問題解決のための迅速な対処が講じられ、よい決定と認識している。しかし男女平等参画センターが市民協働会議室となると、現図書室や授乳室の廃止をはじめ、部屋の狭あい性などから今後の活動が脆弱化、男女平等の推進が後退することが懸念される。社会的にも市においても伝統的な固定的役割分業意識は解消されたとはいえず、本市が令和 6 年 10 月に発表した第 4 次の水戸市男女平等参画推進基本計画に係る市民アンケートにおいても性別役割分業意識の規範に反対する人は、賛成する人の 2 ～ 3 倍多い結果との明記がある。 いまだジェンダー平等の主流化とはいえず、女性の社会進出に伴うワークライフバランスの支援、家事、子育て、介護等、課題は山積していることから、水戸市においての行政と市民の協働での男女平等参画推進のために総合的な活動拠点となる充実した男女平等参画センターの環境整備を求める。 《陳情事項》 1 次世代につなげる男女平等参画社会の推進のため「水戸市男女平等参画基本条例第 11 条」に基づく拠点施設の機能強化と組織運営のさらなる充実を図ること。 2 男女平等参画社会のさらなる推進のために、必要に応じた広い活動スペースの確保を図ること。	

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			3 図書など資料の充実を図り，閲覧を可能にすること。 4 男女平等参画社会の推進活動のために，専門性のある人材を配置すること。 5 広く市民に宣揚するため，分かりやすい水戸市男女平等参画センターの名称看板を設置すること。	